

◎佐賀県条例第31号

佐賀県県税条例の一部を改正する条例

佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第13条 平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第40条に規定する税率に100分の0.8を加算した率とする。</p>	<p>附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第13条 平成4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第40条に規定する税率に100分の0.8を加算した率とする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。